

旭川市地域公共交通会議の機能強化について

1) 現 状

根拠法：道路運送法

目 的：バス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り，地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項に関する協議，地域公共交通に関する計画策定及び実施に係る連絡調整

協議事項：（１）公共交通の利用促進及び持続可能な公共交通の計画及び変更の協議に関する事項
（２）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
（３）市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

2) 課 題

平成25年11月に策定した「旭川市公共交通グランドデザイン」に位置づけた各種事業の実効性を高め，交通事業者や各関係機関による連携した取り組みを**実行**していくことが求められる。

現在の地域公共交通会議は，協議や調査を行う「協議機関」としての位置づけ。

3) 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」における法定協議会

平成19年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」において，市町村が主体となって地域全体の公共交通ネットワークのあり方や利便性の向上策等の協議を促進するため，市町村が策定する地域公共交通に関する計画（＝「地域公共交通総合連携計画」）の実効性を高める仕組みが整備されている。

地域公共交通会議と法定協議会の比較

	地域公共交通会議	法定協議会
対象モード	バス・タクシー	多様なモード (バス・タクシーのみでも可能)
会議参加 応諾義務	なし	あり
計画策定	任意	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施におけ る補助金受領	行えない (協議組織)	行える (協議+実施組織)

4) 今後の展開

道路運送法と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の二つの法両方に基づく会議（「二法合同会議」として位置づけ）として位置づけるため，要綱を改正するとともに，事業実施主体とする。

5) 参 考

中核市全42市中，うち地域公共交通会議等を設置しているのは，36市。二法合同会議としているのは，13市。

結果一覧【中核市】

No.	中核市	Q1		Q2				Q3	Q4		Q5	
		地域公共交通会議等は設置済みですか？		会議の種別は次のどれですか？				いつ設置されましたか？	審議する議題がない状態でとりあえず設置したという経緯はありますか？		「はい」の場合、不都合な点はありましたか。	
		はい	いいえ	地域公共交通会議 (道路運送法)	活性化再生法定協議会 (活性化再生法)	二法合同会議	その他	未設置の場合は設置予定	はい	いいえ	はい	いいえ
1	函館市	●				●		H13.7月		●		
2	旭川市	●		●				H23.12月		●		
3	青森市	●				●		H17.10月	●			●
4	盛岡市	●		●				H20.7月		●		
5	秋田市	●				●		H19.9月		●		
6	郡山市	●					●	H21.4月		●		
7	いわき市	●		●				H21.8.3		●		
8	宇都宮市	●		●				H20.5月		●		
9	前橋市	●		●				H18.11.16		●		
10	高崎市	●		●				H19.5月		●		
11	川越市	●				●		H20.8月		●		
12	船橋市	●				●		H20.10月		●		
13	柏市	●		●				H19.3月		●		
14	横須賀市		●					予定なし				
15	富山市	●		●				H20.8月		●		
16	金沢市	●				●		H20.3月		●		
17	長野市	●		●				H19.9月		●		
18	岐阜市	●		●	●			H18.12.1		●		
19	豊橋市	●				●		H20.2月		●		
20	岡崎市	●				●		H18.11月		●		
21	豊田市	●		●				H17.8月		●		
22	大津市		●					予定なし				
23	豊中市		●					H25解散				
24	高槻市		●					H26予定				
25	東大阪市		●					予定なし				
26	姫路市	●		●				H21.7月		●		
27	尼崎市	未回答										
28	西宮市	●				●		H25.1.26		●		
29	奈良市		●					H26予定				
30	和歌山市	●		●			●	H23.6月		●		
31	倉敷市	●				●		H20.2月		●		
32	福山市	●		●				H25.7月		●		
33	下関市	●		●				H19.5月		●		
34	高松市	●				●		H22.2月		●		
35	松山市	●		●				H23.12月	●		●	
36	高知市	●				●		H24.4月		●		
37	久留米市	●		●				H24.6月		●		
38	長崎市	●		●				H21.4月		●		
39	大分市	●		●			●	H23.6月		●		
40	宮崎市	●		●				H19.7月		●		
41	鹿児島市	●				●		H19.9月		●		
42	那覇市	●			●			H22.3月		●		
合計		36	6	20	2	13	3		2	33	1	1
割合		全41件中		Q1で「はい」35件中					Q1で「はい」35件中		Q4で「はい」1件中	
		86%	14%	56%	6%	36%	8%		6%	92%	50%	50%

旭川市地域公共交通会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、旭川市における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）を含む地域公共交通に関する計画策定及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

（所掌事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1）公共交通の利用促進及び持続可能な公共交通の計画及び連携計画の策定及び変更の協議に関する事項
- （2）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （3）市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （4）連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- （5）連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- （6）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- （1）旭川市長が指名する者
- （2）北海道知事が指名する者
- （3）旭川市内を営業路線とする一般乗合旅客運送事業者の代表者が指名する者
- （4）旭川市内の一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- （5）住民又は利用者の代表
- （6）国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局長が指名する職員
- （7）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （8）道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

（会長及び監事）

第4条 交通会議に会長及び監事を置く。

- （1）会長 1名
 - （2）監事 2名
- 2 会長は旭川市の職員の中からこれを充て、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 構成員の互選により選任された監事は出納監査を行い、監査の結果を交通会議に報告する。

（交通会議の運営）

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 交通会議は、必要により座長を置くことができる。
- 5 交通会議の議決の方法は、出席者の過半数（代理人を含む。）とする。
- 6 交通会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 7 交通会議は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第7条 交通会議は、会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第3条の構成員その他交通会議が必要と認めた者で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

（分科会）

第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的もしくは個別的に調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第9条 会議の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、旭川市総合政策部まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

（会計）

第10条 交通会議の運営及び事業実施に必要な予算編成、現金の出納その他会計に関し必要な事項は会長が別に定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、連携計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。

（会議が解散した際の措置）

第11条 会議が解散した場合には、会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月20日から施行する。

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

旭川市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>（目的）</p> <p>第1条 旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）、<u>及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）</u>第6条第1項の規定に基づき、旭川市における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、<u>地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）を含む</u>地域公共交通に関する計画策定及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を<u>所掌</u>するものとする。</p> <p>（1）公共交通の利用促進及び持続可能な公共交通の計画及び<u>連携計画の策定及び変更の協議に関する事項</u></p> <p>（2）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>（3）市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p><u>（4）連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項</u></p> <p><u>（5）連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項</u></p> <p><u>（6）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</u></p> <p>（交通会議の構成員）</p> <p>第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）旭川市長が指名する者</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 旭川市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、旭川市における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通に関する計画策定及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>（1）公共交通の利用促進及び持続可能な公共交通の計画に関する事項</p> <p>（2）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項</p> <p>（3）市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項</p> <p>（4）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>（交通会議の構成員）</p> <p>第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1）旭川市長が指名する者</p>

新（改正後）	旧（改正前）
<p>(2) 北海道知事が指名する者</p> <p>(3) 旭川市内を営業路線とする一般乗合旅客運送事業者の代表者が指名する者</p> <p>(4) 旭川市内の一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者</p> <p>(5) 住民又は利用者の代表</p> <p>(6) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局長が指名する職員</p> <p>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(8) 道路管理者，都道府県警察，学識経験者その他の交通会議が必要と認める者</p> <p>（会長及び監事）</p> <p>第4条 交通会議に会長及び監事を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 会長は旭川市の職員の中からこれを充て，交通会議を代表し，会務を総括する。</p> <p>3 構成員の互選により選任された監事は出納監査を行い，監査の結果を交通会議に報告する。</p> <p>（交通会議の運営）</p> <p>第5条 交通会議は，会長が招集し，会長が議長となる。</p> <p>2 会長に事故がある場合には，あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>3 交通会議は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。</p> <p>4 交通会議は，必要により座長を置くことができる。</p> <p>5 交通会議の議決の方法は，出席者の過半数（代理人を含む。）とする。</p> <p>6 交通会議は原則として公開とする。ただし，会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については，非公開で行うものとする。</p> <p>7 交通会議は，必要があると認められるときは，構成員以外の者に対して，資料を提出</p>	<p>(2) 北海道知事が指名する者</p> <p>(3) 旭川市内を営業路線とする一般乗合旅客運送事業者の代表者が指名する者</p> <p>(4) 旭川市内の一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者</p> <p>(5) 住民又は利用者の代表</p> <p>(6) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局長が指名する職員</p> <p>(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>(8) 道路管理者，都道府県警察，学識経験者その他の交通会議が必要と認める者</p> <p>（会長及び監事）</p> <p>第4条 交通会議に会長及び監事を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 監事 2名</p> <p>2 会長は旭川市の職員の中からこれを充て，交通会議を代表し，会務を総括する。</p> <p>3 構成員の互選により選任された監事は出納監査を行い，監査の結果を交通会議に報告する。</p> <p>（交通会議の運営）</p> <p>第5条 交通会議は，会長が招集し，会長が議長となる。</p> <p>2 会長に事故がある場合には，あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>3 交通会議は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。</p> <p>4 交通会議は，必要により座長を置くことができる。</p> <p>5 交通会議の議決の方法は，出席者の過半数（代理人を含む。）とする。</p> <p>6 交通会議は原則として公開とする。ただし，会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については，非公開で行うものとする。</p> <p>7 交通会議は，必要があると認められるときは，構成員以外の者に対して，資料を提出</p>

新（改正後）	旧（改正前）
<p>させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>（協議結果の取扱い）</p> <p>第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>（幹事会）</p> <p>第7条 交通会議は、会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会は、第3条の構成員その他交通会議が必要と認めた者で構成する。</p> <p>3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。</p> <p>（分科会）</p> <p>第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的もしくは個別的に調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>（事務局）</p> <p>第9条 会議の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、旭川市総合政策部まちづくり推進課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>（会計）</p> <p>第10条 交通会議の運営及び事業実施に必要な予算編成、現金の出納その他会計に関し</p>	<p>させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。</p> <p>（協議結果の取扱い）</p> <p>第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。</p> <p>（幹事会）</p> <p>第7条 交通会議は、会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。</p> <p>2 幹事会は、第3条の構成員その他交通会議が必要と認めた者で構成する。</p> <p>3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。</p> <p>（分科会）</p> <p>第8条 第2条各号に掲げる事項について専門的もしくは個別的に調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。</p> <p>2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>（事務局）</p> <p>第9条 会議の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、旭川市総合政策部まちづくり推進課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。</p> <p>（会計）</p> <p>第10条 交通会議の運営及び事業実施に必要な予算編成、現金の出納その他会計に関し</p>

新（改正後）	旧（改正前）
<p>必要な事項は会長が別に定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、連携計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（会議が解散した倍の措置）</p> <p>第11条 会議が解散した場合には、会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。</p> <p>（その他）</p> <p><u>第12条</u> この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年12月20日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成26年1月27日から施行する。</p>	<p>必要な事項は会長が別に定める。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、連携計画の所期の目的を達成し、事業を継続する必要がなくなった場合には、会長が会議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（その他）</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成23年12月20日から施行する。</p>